

令和7年3月3日

令和7年 第3回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第13号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第14号 選挙人名簿に登録する者について

議案第15号 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第16号 福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

議案第17号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第18号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和7年3月5日(水) 午前10時00分～
- ・令和7年3月6日(木) 午後6時00分～
- ・令和7年3月20日(木) 午後6時00分～
- ・令和7年3月23日(日) 午前10時00分～
- ・令和7年4月18日(金) 午前10時00分～

議案第 13 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
81人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
525人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 7 年 3 月 3 日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 14 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2,066人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 7 年 3 月 3 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

議案第 15 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和 7 年 3 月 23 日 執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市南区野多目五丁目31番1号 福翔高等学校セミナーハウス1階研修室	令和7年3月15日及び 令和7年3月16日
福岡市博多区那珂六丁目23番1号 ららぽーと福岡1階メディアパーク	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第 16 号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福翔高等学校セミナーハウス 1 階研修室	午前10時	午後 6 時
ららぽーと福岡 1 階メディアパーク	午前10時	午後 7 時
ソラリアプラザ 1 階ソラリアゼファ	午前10時	午後 7 時

2 変更理由

福翔高等学校セミナーハウス 1 階研修室、ららぽーと福岡 1 階メディアパーク及びソラリアプラザ 1 階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の 2 第 6 項による読替後の第40条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の 2 第 6 項による読替後の第40条第 2 項の規定による。

議案第 17 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 49 条の 7 による読替後の第 25 条の規定による。

議案第 18 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項による読替後の第 38 条第 1 項の規定による。